

令和7年度 警報発表時・地震発生時の対応について（ガイドライン）

1 警報発表時：『暴風警報』『大雨警報』『洪水警報』『暴風雪警報』『大雪警報』。

*警報の発表・解除については、テレビ・ラジオ・防災はしもとメール配信サービス等での気象情報把握に十分ご注意ください。

防災はしもとメール
配信サービス



1 始業前の場合

- ① 午前6時00分現在、橋本市に上記警報のいずれかが発表されている場合は、臨時休業。
- ② 上記警報が午前8時15分（始業）までに発令されたときは、臨時休業。
既に登校している児童生徒は、保護者による引き渡しとする。今後の天気の見通しを確認し、給食についても児童の安全を優先し判断する。

2 在校中の場合

○児童が在校中に1の警報が発表された場合、学校で待機。保護者による引き渡し。
※学校の対応、引き渡しの詳細は、一斉メール配信で伝える。

3 その他

- ※ 警報の発表・解除の有無にかかわらず、がけ崩れ、冠水（水につかる）等で道路及びその周辺が危険な状況にあると判断されたときは、自宅待機させ学校に情報提供をお願いします。
- ※ 学校が通学路の危険な状況を把握したときは、関係する家庭へ連絡します。
- ※ 災害に限らず、地域で危険な状況が発生した場合は、学校に情報提供をお願いします。
- ※ 翌日に上記の警報発表が予想される場合は、前日に臨時休業を決定することがあります。

4 給食について

○台風等により上記警報が発表されると予測される場合は、橋本市教育委員会が給食を実施するか否かの決定をする。
中止が決定されたら、一斉メールで連絡をする。

2 震度5弱以上の地震発生時

1 始業前（在宅中）の場合

- 発生した当日は臨時休業。
- 被害状況及び学校・地域の安全を確認し、翌日以降の登校についてはメールで連絡する。

2 在校中の場合

- 状況把握後、周囲の被害状況が軽度な場合においても学校待機。保護者による引き渡し。
- 状況把握後、周囲の被害状況が重度な場合や「特別警報」が発令され、音信不可能な事態となった場合は、学校で待機する。（保護者の方の判断で迎えに来てください。児童は迎えがあるまで学校で預かります。）

3 登下校中・外出中の場合

- ① まずは児童の自己判断。その場に近い安全な場所へ移動し待機。その後、自宅・学校・一時避難所等へ避難。
- ② 学校職員・保護者で協力し、すぐに通学路等を巡回し、児童の安否を確認。相互の情報を共有するよう努める（保護者の得た情報については何らかの方法により学校へ連絡下さい。学校で全体の安否情報を集約します。）。

4 その他

- ※ 電話やメールでの連絡が取れないこともあります。そのような場合は、各家庭で安全を確保した上で連絡をお待ちください。
- ※ 学校では安全教育（防災・防犯・交通安全等）を計画的に実施していきます。ご家庭でもいざというときの対応について話しあっておいてください。避難場所・連絡方法等を家庭でも十分確認をお願いします。

* 本ガイドラインの内容は、常時 学校ホームページに掲載しておきます。ご確認願います。

※あやの台小学校 648-0019 和歌山県橋本市あやの台二丁目17 TEL0736-37-4001